平成２２年（フ）第１８６４９号
神奈川県横浜市旭区万騎が原124―１―202
破産者　田中　　聡
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６７７号
東京都江戸川区南小岩４丁目７番18号
破産者　株式会社イソムラ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６７８号
東京都江戸川区南小岩４丁目７―18
破産者　磯村　宣勝
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７０３号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目７番２号
破産者　株式会社スタジオブロス
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７０４号
東京都豊島区池袋２丁目47番６号　池袋オンダ第２ビル
破産者　株式会社フロンティア・スタッフィング
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７０５号
東京都江戸川区清新町２丁目３―７　ヴェルヴィル西葛西エレガン１
破産者　北野　真実
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７２８号
東京都港区南青山２―11―13　南青山ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀２丁目19番７号
破産者　株式会社フリーマーケット
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７２９号
東京都中央区八丁堀３丁目13番８号
破産者　株式会社アネックス
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３０号
東京都中央区八丁堀２丁目19―７―５Ｆ
破産者　高山初秀こと　高山　善光（旧氏名崔　初秀）
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５６号
東京都港区新橋４丁目31番３号　新橋オーシャンビル
破産者　株式会社澤田経営研究所
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５７号
東京都台東区下谷２丁目24―11―1306
破産者　澤田　和宏
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７７９号
東京都港区東麻布３丁目４番17号　石崎ビル３階
破産者　有限会社ラハイナ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７８０号
東京都板橋区赤塚１丁目１－１
破産者　篠原かおり（旧姓高田）
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８２０号
東京都江東区大島６―14―２―909
破産者　有限会社ケイ・プロップ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８２１号
神奈川県横浜市緑区長津田６丁目10―11―101、開始決定時の住所東京都江東区大島６丁目14―２―909
破産者　河本　雅博
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８２９号
神奈川県相模原市南区古淵２丁目18―３―５　Ｆ　澤村宗方
破産者　八木　　茂
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８７４号
東京都豊島区東池袋５丁目32番13号
破産者　有限会社匠グループ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８７５号
東京都豊島区東池袋５丁目32―13
破産者　西野カツヨ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８７６号
東京都豊島区東池袋５丁目32―13
破産者　五百川典弘
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８８９号
東京都文京区本駒込３丁目９番20号
破産者　有限会社アベ、アート、スタジオ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８９０号
東京都文京区千駄木４丁目２―22―204
破産者　阿部　秀彦
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９２４号
東京都千代田区麹町１丁目５番地４
破産者　株式会社古屋
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部